

【地域包括支援センター】・・・町が直営で設置

社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーを配置し高齢者の暮らしのサポートをします。要介護状態になることの予防や要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう高齢者に関する相談窓口です。

「介護」「介護予防」「認知症」「住まい」「医療」「虐待」「成年後見」「生活支援」「介護施設への入所」「ショートステイ」「デイサービス」など

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン（サービス計画）の作成やサービス事業者とのサービスの調整を行います。

【居宅介護支援】

在宅の要支援者が介護サービスを利用できるようケアマネジャー（介護支援専門員）が、要介護認定申請の代行や認定後、要介護者やその家族の状況、生活環境、希望に応じたケアプランを作成し、事業者との連絡調整など、在宅での生活を支援します。

【通所介護（デイサービス）】

要介護状態になっても可能な限り在宅で生活が送れるよう日帰りで施設に通い、施設では食事・入浴・そのほか必要な日常生活上の支援や健康状態の確認、生活機能向上のための機能訓練等のサービスを受けることができます。（施設で送迎します。）

【訪問介護（ホームヘルパー）】

ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の居宅を訪問し、食事・トイレ・入浴などの介護（身体介護）や掃除・洗濯・買い物などの生活支援（生活援助）を行います。

【訪問リハビリテーション】

主治医が必要と判断した要介護者に理学療法士や作業療法士などリハビリ専門職が訪問し、機能回復訓練を行います。

長期間の入院で硬くなった筋肉をほぐし、寝たきり状態から日常生活が送れるよう立ち上がり・歩行・姿勢維持・車いすなどへの移乗・トイレ動作・入浴動作・着替えなどのリハビリを行います。

【訪問入浴】

寝たきりなどで自宅の浴槽で入浴が困難な方に、専用の移動入浴車で利用者宅を訪問し、浴槽を持ち込み入浴サービスを提供します。（要介護1以上が対象）

入浴前後には、看護師による血圧・体温・脈拍の測定や体調チェックを行います。

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

在宅で介護している方が病気・冠婚葬祭・仕事・旅行などで一時的に介護できない場合に、要介護の方に短期間施設で過ごしてもらいます。

【小規模多機能型居宅介護】

デイサービスを中心に訪問介護やショートステイを組み合わせ、在宅での生活支援や機能訓練を行います。1つの事業所と契約し通所・訪問・泊まりのすべてのサービスを同じ事業所から受けることができます。

【特別養護老人ホーム】

寝たきりや認知症などで居宅での生活が困難な介護3以上の認定を受けた重度の状態の方を優先に受け入れ、入浴・食事など日常生活上の支援や機能訓練、療養上のお世話をします。

【ケアハウス】・・・軽費老人ホームと呼ばれる施設です。

自立型（一般型）

60歳以上の方で、身寄りがなく自立した生活に不安があるが、介助を受ければ一人で生活が送れる方（掃除や洗濯、食事の提供や入浴時の準備など職員のお手伝いを受けながら共同生活を送ります。） 自立型（一般型）と介護型があります。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

入居者が家事などお互いに役割分担しながら介護職員と共同で行うことで、自立した生活が送れる施設です。ユニットで共同生活を送ります。

要支援2、要介護1以上の認知症で共同生活をすることに支障のない方が対象です。

【医療介護連携相談室】

町の委託を受け町内の医療機関「あびら追分クリニック」が、病院内に相談窓口を設置し、看護師が医療や介護の相談に応じます。

【介護タクシー】

身体の不自由な介護を必要とする方が、通院などで利用できるタクシーです。

介護保険で利用する場合要介護1以上で、ひとりで公共交通機関を利用できない方が対象で、ケアプランに組み込み利用することになります。運転手（ヘルパー）が自

宅から医療機関への移動の介助をします。

【はーと苑】・・・単身高齢者生活共同施設（町営）

おおむね 65 歳以上の単身者で、身体上や生活環境上の理由などで現在住んでいる自宅での生活が困難な方が入居でき、食事は調理員が作り食堂で提供します。

【ぽっぽ苑】・・・高齢者生活共同施設（町営）

おおむね 65 歳以上の単身者、夫婦のみの世帯であって高齢等のため独立して生活することに不安がある方が入居の対象者です。

部屋にキッチンが付いていますので自炊できますが、希望により食堂で食事の提供をします。